

公募型プロポーザル実施要領

1 目 的

この要領は、標記業務の受託予定者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 委託業務の名称

滋賀県立美術館整備基本計画策定支援業務

(2) 業務の内容等

別紙仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 予定価格

13,200,000 円（消費税および地方消費税を含む）

4 参加資格

事業の実施に必要な能力を有する者で、以下のすべての要件を満たす者を対象とする。

(1) 単独の事業者による参加の場合

- ①地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- ②滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- ③滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと、その他の滋賀県の機関が定める指名停止等の基準による指名停止の措置期間中でないこと。
- ④滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

【営業種目 大分類：役務 中分類：各種調査業務またはその他の役務の提供】

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

- ・滋賀県物品・役務電子調達システム
- ・滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 Tel:077-528-4314

(2) 共同企業体（JV）による参加の場合

- ①共同企業体の各構成員が、上記（１）の参加資格を満たすこと。
- ②共同企業体結成に係る協定を締結していること。
- ③共同企業体および各構成員は、事業期間を通じて存続し、本事業を遂行する義務を連帯して負うこと。
- ④共同企業体の結成から解散まで、構成企業を変更または追加することは原則として認めない。
- ⑤共同企業体の各構成員が、本公募型プロポーザルに参加する単独の事業者または他の共同企業体の構成員でないこと。

5 プロポーザル説明会

開催しない。

6 質 問

本プロポーザルに関して質問がある場合は、審査内容に関しない軽微な確認事項を除き、下記により受け付ける。

（１）質問受付期限

令和７年５月７日（水曜日）１７時まで

（２）質問方法

質問書（様式１）を使用すること。

なお、提出方法は電子メールとし、下記（３）の質問送信先に送付すること。

なお、電子メール送信後には受信確認のため必ず電話で連絡すること。

（３）質問送信先

滋賀県立美術館 担当 横江

メールアドレス：sc0003@pref.shiga.lg.jp、送信確認用電話番号：077(543)2111

（４）質問に対する回答

回答については、令和７年５月９日（金曜日）１７時を目途に質問者に対してメールで返信するとともに、質問および回答の内容について、滋賀県ホームページ＜文化・芸術＞

（<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/bunakasports/bunkageizyutsu/>）に掲載する。

7 企画提案書等の提出

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類等を作成し提出すること。なお、提案は、１者につき１案とする。

（１）提出物

①企画提案書等提出書（様式２－１または様式２－２）・・・１部

②企画提案書別紙・・・・・・・・・・・・・６部

・Ａ４版で作成すること。

・表紙を作成し、提案者名を記載すること。

- ・提案者の名称、ロゴ等を記載しないこと（表紙を除く）。
- ・企画提案として、次の項目について記載すること。
 - ア 仕様書に示す業務の遂行に当たっての基本的な方針
 - イ 仕様書に示す業務の遂行に当たっての具体的な手法
 - ウ 仕様書に示す業務の遂行に当たって留意する事項
 - エ 業務実施体制（組織体制、総括責任者、担当者等）
 - オ 業務実施スケジュール

③添付書類 6 部

- ア 類似業務に係る受託実績等の説明書（業務名、発注機関名、契約期間、税込の契約金額、対象施設の概要、業務内容等。）

④概算見積（様式自由・押印不要） 1 部

- ・仕様書に掲げる業務について、着手から完了までの全てに要する経費とその内訳、消費税および地方消費税額を明記すること。

⑤社会政策面の取組の証明書類（該当する項目のみ）・写し各 1 部

- ア 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録
- イ 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定
- ウ 高年齢者就業確保措置について労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届け出
- エ 障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかの該当
 - (ア)障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって、法定雇用率を達成している場合は、公共職業安定所に提出している「障害者雇用状況報告書」
 - (イ)障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって、障害者を雇用している場合は、障害者を雇用している旨の申立書（様式任意）
 - (ウ)「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合は認定書
 - (エ)障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合の認定書
- オ 滋賀県女性活躍推進企業の認証を受けている場合は、同認証書（県発行）
- カ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合は、同認定書
- キ 環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録
 - (ア)国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 に適合している旨の認証
 - (イ)一般財団法人持続性推進機構(平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション 21 の認証・登録
 - (ウ)特定非営利活動法人 KES 環境機構の実施する KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
 - (エ)一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

(2) 提出期限・方法等

- ・提出期限：令和 7 年 5 月 14 日（水曜日）17 時必着（受付時間は平日 9 時から 17 時まで）
- ※期限に遅れた場合は、いかなる場合も失格とする。郵送による場合は提出期限までに

到着した者に限り受け付ける。

- ・提出方法：持参または簡易書留郵便により提出すること。
- ・提出先：滋賀県立美術館

〒520-2122 大津市瀬田南大萱町1740-1

8 審査および契約予定者決定の方法

- (1) 滋賀県立美術館が設置する審査会において、提出された企画提案書等に基づき、契約予定者1者を選考する。
- (2) 審査会は、当館および関係所属の職員による5名の委員をもって設置する。
- (3) 審査会では、以下の項目について評価を行い、総合点が最も高かった者を本業務の契約予定者とする。ただし、総合点が満点（100点）の5割（50点）未満の場合は、契約予定者とししない。

	評価項目		配点
1	的確性	・業務目的や本案件の特性を十分理解しているか ・実施の手法等は的確で合理的かつ具体性があるか	25
2	企画力	・仕様書のⅡの業務分担概要に規定する施設整備の基本的な考え方（第5章）および整備計画（第6章）の策定に資する提案となっているか ・業務の実施方法等に本案件の課題解決に資する独自の提案があるか	28
3	実現性	・業務の実施体制は十分に整っているか ・業務の大部分を第三者に委託していないか ・業務の全体スケジュールは適切か	10
4	専門性	・類似業務は十分な実績があるか ・業務の円滑な実施に必要な専門的知見や情報収集のためのネットワークを有しているか	20
5	経済性	・次のとおり、予定価格に対する比率に応じた点数とする。 予定価格の80%未満…評価点の満点 予定価格の80%以上85%未満…評価点の満点の80%の点 予定価格の85%以上90%未満…評価点の満点の60%の点 予定価格の90%以上95%未満…評価点の満点の40%の点 予定価格の95%以上…評価点の満点の10%の点	10
6	社会政策	・滋賀県内に本店または本社を置いているか。	1
7		・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか	1
8		・次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか	1
9		・高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか	1
10		・障害者の雇用に関し、次のいずれかに該当するか。 ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている。 ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者で、障害者を雇用している。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている。 ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている。	1
11		・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている、もしくは女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般	1

		事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	
12		・環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けているか。 ① 国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証 ② 一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録 ③ 特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④ 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	1
合 計（満点）			100

- (4) 審査の結果については全ての参加者に対し速やかに文書で結果を通知する。
- (5) 審査会後に企画提案内容についての具体的な内容や経費等を精査し、選定した契約予定者と速やかに契約協議を行う。その際、業務の実施方法や経費などについて条件を付したり、変更したりする場合がある。
- (6) この結果、業務内容および契約金額について合意に達した場合に委託契約を締結するものとする。
- (7) 協議が不調に終わり、契約に至らなかった場合には、審査結果において総合点が次に高い参加者を契約予定者として、協議を行うことがある。
- (8) 審査会で契約予定者に選定されなかった参加者は、通知を受けた日から起算して5日以内に書面（任意の様式）により、滋賀県立美術館に対して不採用の理由についての説明を求めることができる。説明を求める書面を受け取った日から起算して5日以内に当該説明を求めた参加者に対して書面により回答する。

9 失 格

次の各号に該当した場合、失格になるので注意すること。

- (1) 提出期限等に遅れた場合
- (2) 提出書類に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提案書の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (5) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

10 その他注意事項

- (1) 本プロポーザルに関連して、滋賀県が参加者より提出を受ける全ての書類や資料の所有権は滋賀県にあるものとし、返却しない。
- (2) 企画提案書等の作成に生じた経費および参加にかかる経費は、全て参加者の負担とする。
- (3) 企画提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (4) 契約後に提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合、また、参加資格を有していないことが判明した場合は、契約の解除を行う。
- (5) 企画提案書等を作成した同一のスタッフが業務終了まで主な担当者として業務を行うこと。
- (6) 委託料の支払いについては、委託業務終了後に精算払いとする。
- (7) 手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限定する。
- (8) 提出された提案書の記載事項について、滋賀県が参加者に無断で他の目的に使用することは無い。
- (9) 提案書作成時において入手した参加者独自の情報、個人情報適正に管理し、情報漏洩や

不正使用を行わないよう留意すること。

11 問い合わせ先

滋賀県立美術館 担当：横江

〒520-2122 大津市瀬田南大萱町 1740-1

TEL 077-543-2111、FAX 077-543-2170、電子メール sc0003@pref.shiga.lg.jp